

第三者保証

オムロンでは、「統合レポート2021」の記載事項の信頼性を高めるため、本レポートに掲載されている社会・環境に関連するパフォーマンス指標のうち、下記の項目について独立した第三者機関*による保証等を受けています。

保証対象項目

- 海外重要ポジションに占める現地化比率 (P16,112)
- 女性管理職比率(P16,112)
- 障がい者雇用率(グループ国内)(P16,112)

保証対象項目

- 温室効果ガス排出量 (P16,22,73,112)
- 売上高CO₂生産性(P16,22,73,112)

レビュー対象項目

- 環境貢献量 (P16,22,73,112)



独立した第三者保証報告書

2021年9月10日

オムロン株式会社
代表取締役社長 CEO 山田 義仁 殿

KPMG あずさサステナビリティ株式会社
大阪市中央区瓦町三丁目6番5号

取締役 松尾 幸喜

当社は、オムロン株式会社(以下、「会社」という。からの委嘱に基づき、会社が作成した統合レポート 2021(以下、「統合レポート」という。))に記載されている2020年4月1日から2021年3月31日まで(ただし、「女性管理職比率」は、2021年4月20日時点を対象とした★マークの付されている社会パフォーマンス指標(以下、「指標」という。))に対して限定的保証業務を実施した。

会社の責任
会社が定めた指標の算定・報告基準(以下、「会社の定める基準」という。統合レポート内に記載。))に従って指標を算定し、表示する責任は会社にある。

当社の責任
当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準(SAE)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主として統合レポート上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その信頼性は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- 統合レポートの作成・開示方針についての質問及び会社の定める基準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき算定した会社の本社における現地化率の代替的手続としての質問及び証拠等の文書の閲覧
- 指標の表示の妥当性に関する検討

結論
上述の保証手続の結果、統合レポートに記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める基準に従って算定され、表示されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社の独立性と品質管理
当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性及びその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質管理基準第1号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

以上

独立保証報告書



オムロン株式会社 殿

ビューロー・ベリタスジャパン株式会社(以下、ビューロー・ベリタス)は、オムロン株式会社(以下、オムロン)の委嘱に基づき、オムロンによって選定されたサステナビリティ情報に対して限定的保証業務及びレビュー業務を実施した。この保証報告書は、以下に示す業務範囲に含まれる関連情報に適用される。

選定情報
限定的保証業務における我々の業務範囲は、オムロンコーポレートサイト(以下、Web サイト)内の「主要 ESG データ」ページに記載された、又は内部管理を目的としてオムロングループの内部で報告された、2020年4月1日から2021年3月31日までの期間の、以下の情報(「選定情報」)に対する保証に限定される。

- 1) 国内及び海外のオムロングループ 95 拠点の事業活動に伴う、温室効果ガス排出量(CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₆)
但し、オムロン大連における蒸気、温水、生活用途の電力の使用に伴うエネルギー起源 CO₂ 排出は対象外。
- 2) 国内及び海外のオムロングループ 29 拠点の事業活動に伴う水使用量、排水量
- 3) 国内及び海外のオムロングループ 39 拠点の事業活動に伴う廃棄物排出量、廃棄物最終処分量、有害廃棄物排出量、有害廃棄物最終処分量
但し、「有害廃棄物」の対象範囲は、法規制を考慮してオムロンが定義したものである。
- 4) 国内及び海外のオムロングループ 26 拠点の事業活動に伴う VOC 取扱量、大気への VOC 排出量
- 5) 国内及び海外のオムロングループ 95 拠点において購入または創出された再生可能エネルギー量
- 6) GHG protocol Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard に基づいて算定及び報告されたスコア 3 排出量のうち、カテゴリ 1、2、3、6、7 の排出量
但し、各カテゴリにおける算定範囲はオムロンの決定に基づく。
- 7) 売上高 CO₂ 生産性(売上高/グローバルの生産拠点のエネルギー使用による CO₂ 排出量)

レビュー業務における我々の業務範囲は、Web サイト内の「主要 ESG データ」ページに記載された、2020年4月1日から2021年3月31日までの期間の、以下の情報(「選定情報」)についての確認に限定される。

- 1) 2020年度に販売した製品・サービスの使用に伴う CO₂ 排出削減貢献量
但し、算定対象範囲と算定方法はオムロンの決定に基づく。

報告規程
Web サイト内に含まれる選定情報は、Web サイトに記載された報告規程と共に読まれ理解される必要がある。内部管理を目的としてオムロングループの内部で報告された選定情報は、オムロンによって算定された内部報告規程と共に読まれ理解される必要がある。

限定と除外
以下に関する情報のいかなる検証も、我々の業務範囲からは除外される。

- ・ 定められた保証期間外の活動
- ・ 「選定情報」として挙げられていない、Web サイト内の他の情報

限定的保証は、リスクに基づいて選択されたサステナビリティデータのサンプルと、これに伴う限界に依拠して